

議案第86号

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9月12日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに鑑み、所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第6条第2項第2号中「、第2号又は第4号」を「又は第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第5条第2号の改正規定（同号を同条第1号とする部分を除く。）及び同条第3号の改正規定（同号を同条第2号とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。